

令和 5 年度

第 12 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和6年3月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和5年度第12回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 大多喜町農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

議案第6号 令和6年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設
定について

議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定について

議案第8号 地域計画の承認について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

報告第4号 利用権の終了について

<出席委員>（8名）

1番委員：加曾利 益弘

2番委員：佐川 順一郎

3番委員：渡邊 さなえ

4番委員：森 紀久嗣

6番委員：井口 峰幸

8番委員：矢代 とみ江

9番委員：末吉 章二

10番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員> 5番委員：鈴木 孝一（1名）※ 1名欠員

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山) 議長 (渡辺会長)	開 会 (午後 2 時 0 0 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 5 年度第 1 2 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、8 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくお願いします。 (渡辺議長あいさつ) 本日は、本年度最後、また任期最後の総会に参加いただきありがとうございます。早いもので、あっという間に 3 年間で過ぎてしまいました。委員並びに推進委員の皆様の協力を得て、大変感謝しております。 農業従事者にとっては、資材が高騰しております。また、農業機械の修理代も高くなっていると伺っております。経営状況がますます悪化し、耕作面積が減ってしまう心配をしておりますが、何とか現状の耕作面積は維持していきたいと考えております。 マーケットでは、最高の株高を示しているようですが、我々には景気が良いようには思えない状況です。 本日の、議事の中で作業料金の審議をしてもらう予定となっておりますのでよろしく審議をお願いします。 来年、令和 6 年度末に地域計画の策定期限が迫っておりまして、1 地区の承認の議案がありますのでよろしくお願いします。 先月 28 日に夷隅地域農業委員会連合会に参加しましたが、大半の地域で出来てはいないようです。 本日の総会は、議案も多いため、議事進行に協力をお願いします 本日は、よろしくお願いします。 それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 9 番の末吉委員と 1 番の加曽利委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議
---	--

事務局 (寺井)	題といたします。 事務局から説明をお願いします。
議 長 (渡辺会長)	1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3 3。所在：石神地先 1 筆。地目：畑。地積：198㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/譲渡人所有の土地を購入し、規模拡大をはかりたい。権利内容：所有権移転。 番号 3 4。所在：石神地先 1 筆。地目：畑。地積：201㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/譲渡人所有の土地を購入し、規模拡大をはかりたい。権利内容：所有権移転。 番号 3 5。所在：久我原地先 2 筆。地目：田。地積：2,862㎡。譲渡人：茂原市の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/相続をしたが耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/申請地を取得し規模拡大を図るため。権利内容：所有権移転。 番号 3 6。所在：船子地先 1 筆。地目：畑。地積：122㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：神奈川県の方。事由：譲渡人/元より耕作を行っておらず放置されていた状態の土地であり、譲受人の希望を受けて譲渡したい。譲受人/譲渡人所有の土地建物を購入し、移住予定の為申請土地を果樹栽培用地として取得したい。権利内容：所有権移転。 番号 3 7。所在：桜台地先 1 筆。地目：畑。地積：1,884㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/譲渡人の所有する土地を購入し、規模拡大をはかりたい。権利内容：所有権移転。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明は以上です。 議案第 1 号、番号 3－3 3 及び番号 3－3 4 については、譲受人が同一で関連する案件です。現地調査は私が担当しましたので、一括して報告します。 2 月 2 8 日午後 1 時 5 0 分に譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 番号 3 3 については、譲渡の話が出たときには、竹が生えており畑にはならない状態だったが、現在は畑として問題なく使用できます。番号 3 4 は、すでにネギ等が栽培されており、問題ないと思い

議 場	ます ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号 3 3 について許可することとしてご異議ございませんか。 ———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 3 3 につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号 3－3 4 の採決に入ります。番号 3－3 4 について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場 議 長 (渡辺会長)	———— 「異議なし」の声あり ———— 異議なしと認め、番号 3 4 につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号 3－3 5 についても、私が現地調査を行いましたので、報告します。 番号 3 5 について、2 月 2 6 日午後 1 時 5 0 分に代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現地は、耕作されており問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号 3 5 について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場 議 長 (渡辺会長)	———— 「異議なし」の声あり ———— 異議なしと認め、番号 3 5 につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号 3 6 については、井口委員が現地調査を担当してくださ

	いましてので報告をお願いします。
井 口 委 員 (6 番)	番号３６について、３月１日午前１０時に代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、保全管理されている未耕作地で、家庭菜園程度の農地です。隣接する住宅に移住を予定しているそうです。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号３６について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号３６につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号３７については、矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。
矢 代 委 員 (8 番)	番号３７について、２月２９日午前中に譲受人、譲渡人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、畑として使用されており、ビニールハウスが２棟建っております。 この申請地は、譲受人が数年前から借り、ニンジン、大根の種を取るために使用していたそうです。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号３７について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長	異議なしと認め、番号３７につきましては許可することで決定い

(渡辺会長)	たします。
議 長 (渡辺会長)	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局 (寺 井)	3頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号5-6。所在：面白地先1筆。地目：田。地積681㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：千葉市の方。転用事由：現在、千葉市に居住しているがキャンプ場を経営するにあたり、駐車場が不足しており路上駐車などにより周囲に迷惑をかける行為をなくすために駐車場を新設するもの。埋立て等は行わず整地(砂利敷)するのみ。転用を伴う賃借権設定。 番号5-7。所在：面白地先2筆。地目：田。地積825㎡。譲渡人：木更津市の方。譲受人：千葉市の方。転用事由：現在、千葉市に居住しているが今回キャンプ場を経営したいため申請する。申請地は長い間、耕作が行われておらず土地所有者は居住地が遠く離れており耕作することができない。このままの状態が続くと環境上悪影響があり、又有害獣の住み家となる恐れがある。自然環境の地形をそのまま利用したキャンプ場施設を計画する。転用を伴う賃借権設定。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 議案第2号、番号5-6及び番号5-7については、加曽利委員が現地調査を担当してくださいました。両案件は譲受人が同一に関連がありますので、一括して報告をお願いします。
加曽利委員 (1 番)	議案第2号 番号5-6・7について、2月29日午後4時に代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 番号5-6は、県道から1m程度高くなっており、草が生えておりますが、草を刈れば駐車場として使用できると思います。 番号5-7は、小高いところにある田ですが現在は草を刈っていない状況ですが、草を刈れば問題ないと思いますが、昨年5月に許可したキャンプ場と関連があり、仮設トイレはあるが、浄化槽を設置しトイレを設置することとなっておりますが、現在は出来てお

	りませんでした。浄化槽の設置が終わったら許可するかということ を協議していただきたいと思います。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井 口 委 員 (6 番)	申請者は、現地で管理しているのですか。
加曾利委員 (1 番)	通いで草刈り等の管理をしております。 問題は、浄化槽を設置するのが進んでないので、設置が出来たら許可する方が 良いのではないのでしょうか。
佐 川 委 員 (2 番)	キャンプ場となっておりますが、日帰りとなっておりますので、日中バーベキュー 等を楽しむとのことでしょうか。
加曾利委員 (1 番)	そのとおりです。 以前は、路上駐車がひどく、注意をしたので駐車場用地の申請もされたのでは ないかと思います。
議 長 (渡辺会長)	浄化槽、許可について、事務局はどのように考えておりますか。
事 務 局 (寺 井)	代理人に確認したところ、3月中旬には着工予定とのことでした。 許可に関しては、委員会の意見としては許可相当として進達し、許可書の発行 は、浄化槽の完成を確認してか交付するということで、どうでしょうか。
議 長 (渡辺会長)	それでは、番号5 - 6について許可することとしてご異議ござい ませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号5 - 6につきましては許可することで決定 いたします。 続きまして、番号5 - 7の採決に入ります。番号5 - 7について、許可す ることとして、許可書の発行は事務局案のとおりとすることでご異議ござい ませんか。

議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号５－７につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第３号「大多喜町農用地利用集積計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	４頁をご覧ください。 議案第３号「農大多喜町農用地利用集積計画について」大多喜町長から決定を求められたので、次のとおり審議を求める。 新規の案件が３件です。 番号２９ 所在：小土呂地先１筆。地目：田。地積：１,４４０㎡。貸付人：町内の方。借受人：長南町の５７歳の方。１０ａ当り６,０００円。期間：３年間 番号３０ 所在：小土呂地先１筆。地目：田。地積：１,２１３㎡。貸付人：町内の方。借受人：長南町の５７歳の方。借賃：１０ａ当り６,０００円。期間：３年間 番号３１ 所在：小土呂地先１筆。地目：田。地積：１,４７８㎡。貸付人：町内の方。借受人：長南町の５７歳の方。借賃：１０ａ当り６,０００円。期間：３年間 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第３号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第３号は原案どおり決定することとします。 続きまして、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局 (寺井)	5 頁をご覧ください。 議案第 4 号「農農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」次のとおり、農用地利用集積等促進計画案について審議を求める 今回は、2 件の案件があり、2 件ともに新規の案件となっております。 詳細は、資料のとおりとなっております。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺委員)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 4 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺委員)	異議なしと認め、議案第 4 号は原案どおり決定することとします。 続きまして、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局 (寺井)	6 頁をご覧ください。 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」次のとおり、促進計画案について審議を求める 現在は、個人で契約をしていましたが連名での契約に変更です。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺委員)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 5 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺委員)	異議なしと認め、議案第 5 号は原案どおり決定することとします。

事務局 (寺井)	続きまして、議案第6号「令和6年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 7頁をご覧ください。 議案第6号「令和6年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について」 下記のとおり、令6年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金を定めたいので、その可否について意見を求める。 8頁に令和6年度の案を掲載してあります。 人件費は、千葉県の最低賃金を下回らない様に設定しました。 標準作業料金は、人件費上昇分として、各100円上乘せしました。 育苗料金は、農協の価格となっております。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺委員)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 なお、挨拶でも話させていただきましたが、先月28日の夷隅郡の農業委員会連合会の意見交換会の中で、すぐには無理だろうが郡内では同一料金となるようにした方が良いのではとの意見がありました。 ご質問がないようですので、議案第6号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺委員)	異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定することとします。 続きまして、議案第7号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局 (寺井)	9頁をご覧ください。 議案第7号「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和6年度最適化活動の目標の設定等をするにあたり、意見を求める。 10頁から12頁までが目標となっております。
議長 (渡辺委員)	事務局からの説明が終わりました。 今年度からの変更点があれば、説明をお願いしたいと思います。

事務局 (鈴木)	目標値の考え方は、昨年度と変わりありませんが、遊休農地が多いので、再生困難な農地の非農地化に力を入れて行きたいと考えております。
議長 (渡辺委員)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第7号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺委員)	異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定することとします。 続きまして、議案第8号「地域計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局 (寺井)	13頁をご覧ください。 議案第8号「地域計画の承認」について 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の策定にあたり、大多喜町長から意見を求められたので、次のとおり審議を求める。
事務局 (鈴木)	弓木地区は、大多喜町のモデル地区として作成を進めてまいりました。 今回の案をモデルとして、他地区についても作成を進める予定です。 また、今回からは地図を作成しするという事なので、耕作者ごとに色を塗り作成しております。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺委員)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第8号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺委員)	異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定することとします。

	議件は以上でございます。 それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。
事務局 (寺井)	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり7件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。 資料のとおり3件の届出を受理しました。 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。 番号9 所在：船子地先。地目：畑。地積：122 m²。変更登記地目：宅地。登記原因日付：地目変更平成年月日不詳。調査・報告地目：令和6年1月19日現地調査、照会地の現況は、北側の一部分は舗装された進入路となっていた。隣接している所有者の居宅は、登記事項証明書によると昭和年月日不詳に新築されており、平成15年当時を写した航空写真でも家屋が写っていた。これらの状況から照会地は隣接の家屋と一体的に利用されてきたようであったため、非農地として回答した。 一方で、照会地南側（筆全体の3/4程度）はツツジやサザンカ等により仕切られているように見え、平らでクリの木やスイセンが生えており、畑として耕作が可能と判断したため、農地として回答した。申請者：町内の方。 報告第4号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について、次のとおり、通知があったことを報告する。 資料のとおり1件連絡がなかった為満了処理をしました。 報告事項は以上となります。
議長 (渡辺委員)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事務局	任期満了に伴う4月案件の現地確認についての対応について、決

(鈴 木)	めていただきたいと思います。
議 長 (渡辺 委員)	件数にもよりますが、残った方で新しい方と一緒に対応すること としたいと思います。 他にありますか。
事 務 局 (寺 井)	ありません。
議 長 (渡辺 会長)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力あり がとうございました。
事 務 局 長 (秋山 課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉 会 (午後 3 時 1 9 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月7日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 張川 順一郎

署名委員 渡辺 さゆ